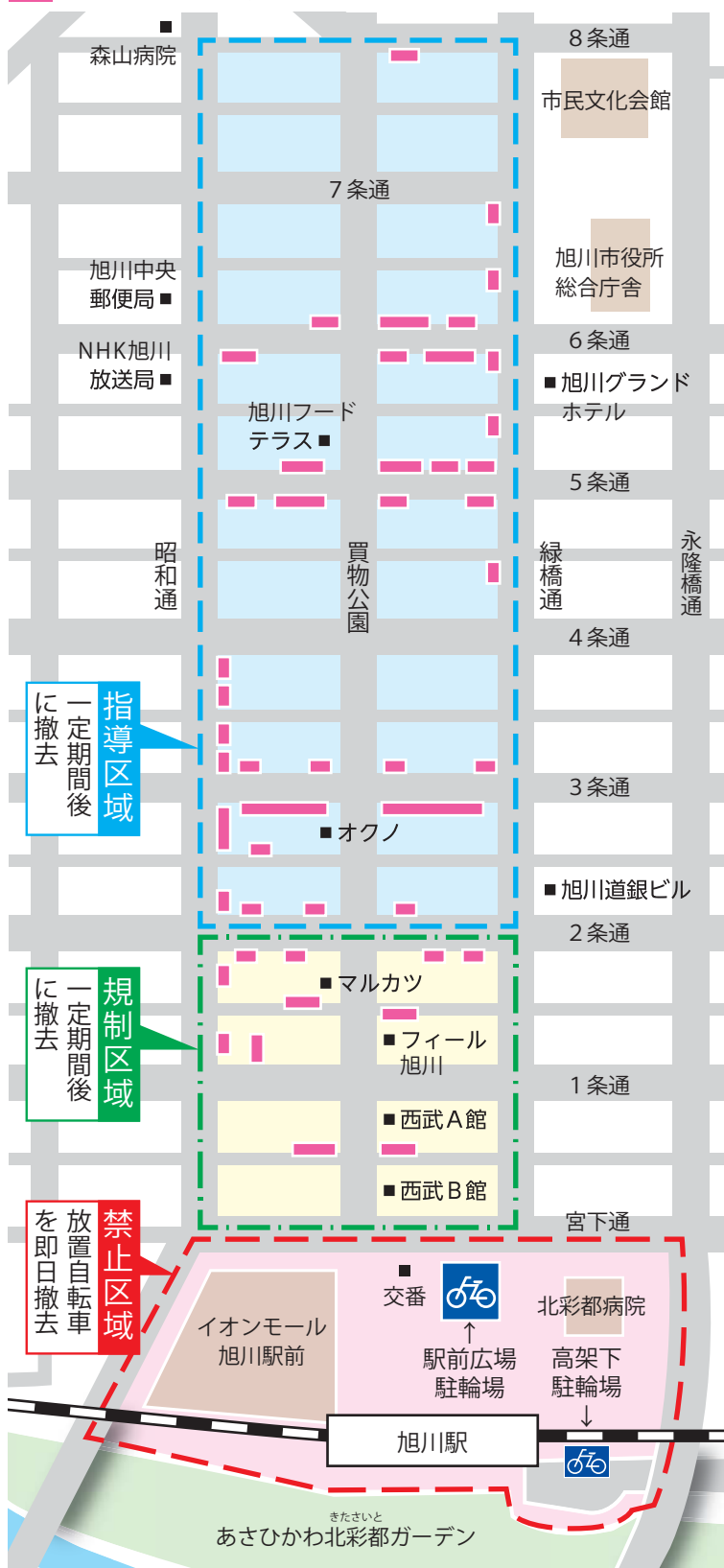


安全で快適なまちづくりのために

# 自転車の放置の防止に関する 条例を施行しました

■ 自転車ラック設置場所



## 自転車は、駐輪場が自転車ラックへ

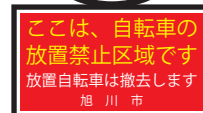
平和通買物公園とその周辺の安全で快適な歩行空間を確保するため、自転車の放置禁止区域など（左の地図参照）を定めました。

### ● 自転車の放置とは？

自転車の利用者が道路などに駐輪して、その場を離れ、速やかに自転車を移動できない状態のことです。

### ● 放置自転車はどうなるの？

歩行者や緊急車両などの通行を確保するため、撤去したり、駐輪施設に移動したりします。宮下通から8条通までの歩道に設置してある自転車ラック、旭川駅前広場駐輪場や高架下駐輪場を利用してください。



① 放置自転車の禁止区域の看板

### ● 撤去された自転車はどうなるの？

市で保管します。自転車が撤去された場合は、土木管理課（☎25・5375）に連絡してください。なお、返還時に手数料として1,500円が必要です。

【詳細】土木管理課 ☎25・5375

自転車ラックはこの看板が目印

